

鳥栖市企業公告第 1 号

鳥栖市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和63年条例第2  
第4条の規定により令和8年度の受益者負担金の賦課区域を次のとおり定め  
なお、関係図書は上下水道局において縦覧に供する。

令和8年4月1日

鳥栖市下水道事業 鳥栖市長 向門 慶人

令和8年度下水道受益者負担金賦課対象区域

土地の所在			
大字名	小字名	本番	枝番
養父町	古蓮輪	321	1